

松前町議会 議員選挙

9月5日任期満了に伴う、松前町議会議員選挙を8月28日に行います。
投票所入場券を持って、下記の投票所で投票しましょう。

投票できる人

- ①平成3年8月29日以前に生まれた人
- ②平成23年5月22日までに転入届を出した人で、松前町に引き続き住んでいる（住民登録がある）人
- ③法律による失権者でない人

投票所入場券

投票所入場券は、投票日の前日までに、松前町選挙管理委員会から郵送で選挙人に交付します。
投票所入場券が届かない場合は、

当日投票所に行けない人

仕事、病気またはレジャーなどで、投票日に投票所へ行って投票することができない人のために設けられた制度が期日前投票です。8月28日（日）に投票できない人は、この制度をご利用ください。
期間 8月24日（水）～27日（土）
8時30分～20時
場所 役場2階大会議室
※投票所入場券を持ってきてください。

身体の不自由な人

目の不自由な人は、投票所に点字器を用意しています。
また、字を書くことが不自由な人は、本人に代わって職員が代理で書いてくれる代理投票制度があります。この場合、投票の秘密は絶対守られますから安心してください。

郵便投票できる人

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などをお持ちの人で次のいずれかに該当する人は、自宅で投票（郵便投票）ができます。
①両足、体幹もしくは移動機能の障

がい、身体障害者手帳が1級もしくは2級の人
②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸もしくは小腸の障がい、身体障害者手帳が1級もしくは3級の人
③免疫、肝臓機能の障がい、身体障害者手帳が1級～3級の人
④介護保険被保険者証が要介護5の人
※投票するためには、郵便投票証明書が必要です。詳しくはお問い合わせください。
※投票用紙の請求期限は8月24日（水）までです。

●松前町選挙管理委員会
☎985-4132

投票区と投票所

投票区	投票所	区域
第1投票区	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2投票区	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3投票区	松前保育所	本村・筒井・社宅
第4投票区	二名保育所	徳丸・中川原・出作
第5投票区	東公民館	神崎・鶴吉
第6投票区	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7投票区	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8投票区	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9投票区	北川原集会所	北川原・塩屋

投票所MAP



投票日時

8月28日（日）

7時～20時

運命の日

